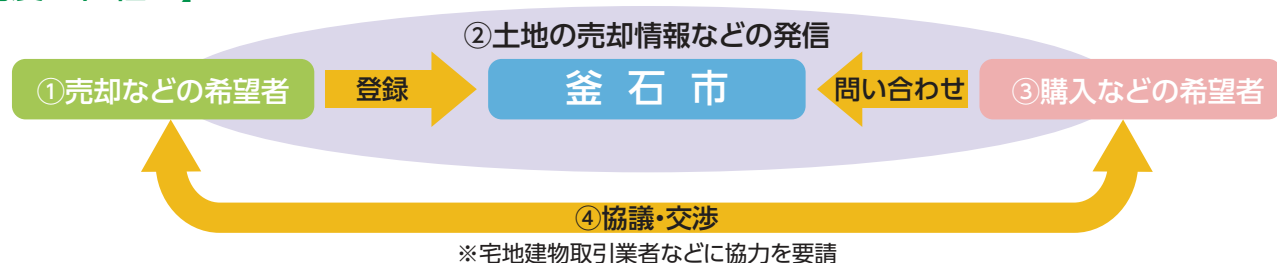
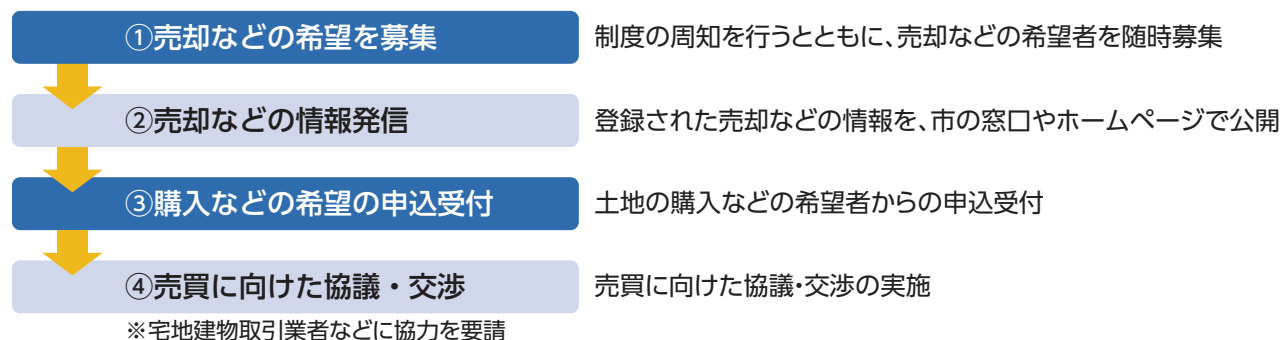


【制度の仕組み】



【制度の運用方法】



■土地の登録要件

次の全ての要件を満たすこと

1. 市が施行する被災市街地復興土地区画整理事業地区内（片岸地区、鶉住居地区、嬉石松原地区、平田地区）にある未利用地であること
2. 土地所有者であること（宅地建物取引業を営む者を除く）
3. 抵当権などの権利が登記されている場合、解除できることが明らかこと
4. 土地が未相続である場合、遺産分割協議が整っているか、整う見込みが明らかこと

■土地の登録方法

- 登録申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、直接持参、郵送で市都市整備推進室へ提出してください
- 登録申込用紙は、市都市整備推進室に備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます
- 登録した土地売却希望などの情報は、市担当窓口やホームページで随時お知らせします

■注意事項

- 市は、売却などの情報登録と発信のみを行い、売買などに係る交渉や協議には関与しません。なお、情報の登録や取得に費用はかかりません
- 売却などの情報の登録期間は、登録完了日から最長で2020年3月31日までです
- 売買などの交渉や協議に当たっては、市と協定を締結している次の団体に加盟している宅地建物取引業者を紹介します。なお、土地所有者の取引などの自由を制限するものではありません

協力団体 (一社) 岩手県宅地建物取引業協会  
(公社) 全日本不動産協会岩手県本部

申し込み・問い合わせ 市都市整備推進室 区画整理係  
〒026-8686 只越町3-9-13 市役所第5庁舎2階  
☎27-8437 F A X 22-9505

土地の売りたい、買いたい、貸したい、借りたいを実現  
釜石市区画整理土地活用支援制度をご利用ください

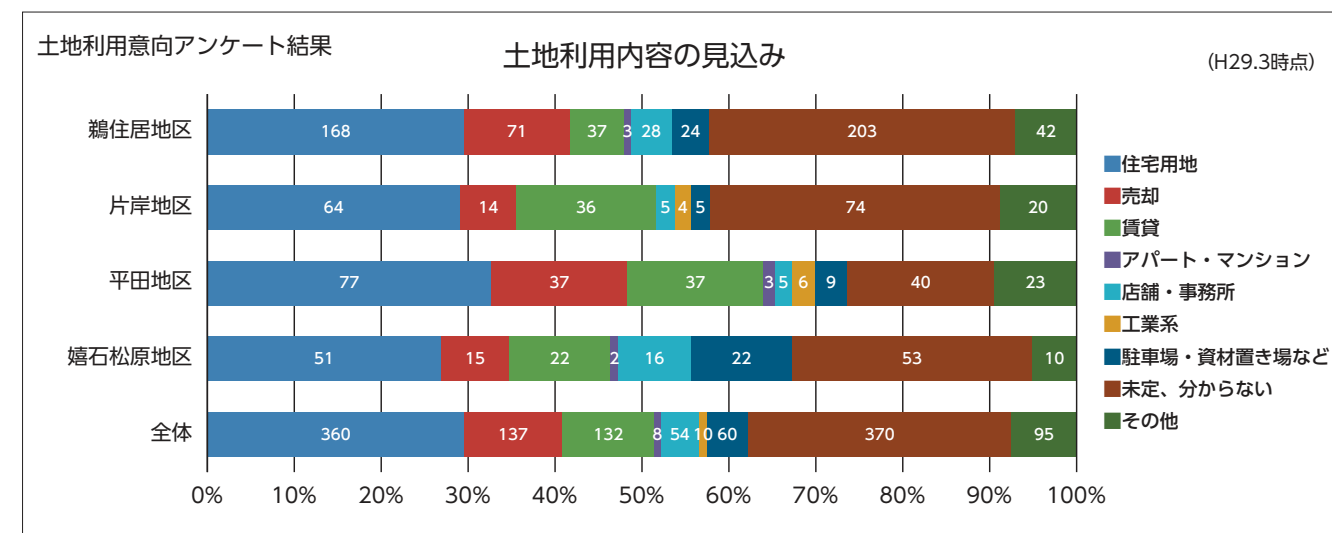
【制度の目的】

市は、被災市街地復興土地区画整理事業の地区内で、宅地造成後の土地(換地)の利活用を推進するために、「区画整理土地活用支援制度」を創設しました。

この制度は、区画整理事業の地区内で「売却などの希望者(土地の売却や賃貸を希望する人)」と「購入などの希望者(土地の購入や賃借を希望する人)」をマッチングさせる仕組みを構築するものです。これにより、区画整理事業地区内の土地の利活用を推進し、釜石の復興まちづくりの加速化を図ることを目的としています。

【背景】

- 平成29年3月に行った、区画整理地区内の土地所有者に対する土地利用意向アンケートの結果、約3割が「将来の土地利用は未定」、約2割が「土地を売却や賃貸で活用希望」と回答
- 区画整理地区外で再建したため、所有する土地を利活用する予定がない場合や、住宅再建資金のため所有する土地の一部を売却したいが、どのように進めてよいか分からないという相談が増加



- 一方、新たに土地を取得し住宅再建をしたいが適した土地が見つからず、再建のめどが立たないといった課題が顕在化
- 今後、区画整理地区内の土地を購入、賃借したいというニーズに対して迅速に対応できるように、売却や賃貸を希望する土地の掘り起こしと情報発信が、復興まちづくりを推進する上で重要



土地を売りたい・貸したいという人と、買いたい・借りたいという人を  
マッチングさせる仕組みが必要

## 消費税引き上げに伴う被災者の住宅再建に対する給付措置 住まいの復興給付金制度をご利用ください



「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%への引き上げ（平成26年4月1日）以降に住宅を建築、購入し、その後居住する場合に、消費税増税分相当の給付が受けられる制度です。申請は住宅の引き渡しから1年以内にする必要がありますのでご注意ください。

給付金の交付対象者	次の要件を全て満たす人、住宅が対象です。 ①被災住宅を所有していた ②再取得住宅を所有している ③再取得住宅に居住している ※1人で全ての要件を満たしていない場合でも、各要件の該当者が共同申請する場合は対象となります
対象住宅	消費税率8%または10%の適用を受けている期間に、建築、購入された新築住宅、または宅建業者が販売した中古住宅。 ※個人が売り主の中古住宅は非課税のため対象外
給付金額	○消費税率が8%のとき：5,130円×床面積 ○消費税率が10%のとき：8,550円×床面積 ※床面積の上限は175㎡。上限を超える場合は175㎡分を給付
申し込み方法	申請は住まいの復興給付金事務局への郵送のみ受け付けます。 申請書は、市生活支援室（第5庁舎1階）に備え付ける他、住まいの復興給付金事務局のホームページからダウンロードできます。 <a href="http://fukko-kyufu.jp/download/apply_01.html">http://fukko-kyufu.jp/download/apply_01.html</a> 制度の内容、申請対象、申請書類などは、ホームページまたはコールセンターでご確認ください。
申し込み問い合わせ	住まいの復興給付金事務局 ☎0120-250-460（通話料無料）（土・日曜日、祝日を除く9時～17時） ホームページ： <a href="http://fukko-kyufu.jp">http://fukko-kyufu.jp</a> 〒983-8799 仙台東郵便局私書箱15号 住まいの復興給付金申請係



## 交通規制のお知らせ

只越町から東前町までのかさ上げ工事に伴い、主要地方道釜石港線の一部と税関通りのかさ上げ工事を施工しています。付近を通行するときはご注意ください。  
 工事の早期完了を図るため、全面通行止めの交通規制を行っていますので、ご協力をお願いします。

**交通規制期間**

【主要地方道釜石港線(バス通り)】 9月30日(日)まで  
 【税関通り(市営釜石ビル前)】 平成31(2019)年6月30日(日)まで

交通規制期間中は、次の図ので示している道路を通行してください。

凡例

：常時通行できる主な道路  
：全面通行止め区間

【問い合わせ】 市都市整備推進室 都市拠点復興係 ☎27-8437

## 釜石港湾口防波堤が完成しました

東日本大震災で損壊し、3月に復旧整備事業が完了した釜石港湾口防波堤の完成記念式典が4月30日、釜石市民ホールTETTOで行われました。  
 湾口防波堤は、防潮堤と併せて津波被害を軽減させると共に、湾内の静穏度確保のため、昭和53年に建設着手し、約30年の工期を経て平成20年度に完成。しかし平成23年、東日本大震災で被災し、南堤は670mのうち約300mを残し倒壊、北堤は990mのうち約120mを残して倒壊、傾斜しました。復旧整備事業は平成24年に開始され、従来のものより長尺化したハイブリットケーソンを千葉県内の造船ドックで製作するなど、工事の効率化を図り6年余りで完成しました。また、基礎マウンドとケーソンの間に摩擦増大マットを敷設し、津波に対し粘り強く、倒壊しにくい構造とし、背後地域の被害軽減につながるものとなりました。  
 沿岸地域の道路整備もかつてないスピードで進む中、湾口防波堤完成で湾内の静穏が保たれることにより、港湾・物流事業や水産業の振興発展が期待されます。



3月に報道機関向けに公開された北堤



完成を祝しテープカットを行う関係者ら

## 釜石都市計画平田地区被災市街地復興 土地区画整理事業に関する事業計画変更案の縦覧を行います

平田地区の土地区画整理事業に関する事業計画について、施行区域の変更などにより事業計画を変更するため、釜石都市計画平田地区被災市街地復興土地区画整理事業に関する事業計画変更案の縦覧を次のとおり行います。

**期間** 6月22日(金)～7月5日(木)、8時30分～17時15分（土・日曜日の縦覧も可能）  
**場所** 市役所第5庁舎1階相談窓口

**【意見の提出】**  
 市民および利害関係人は、事業計画変更案の縦覧期間中とその翌日から2週間の間、県に対して意見書を提出することができます。  
 意見書を提出する場合は、7月19日(木)までに、意見の要旨、住所、氏名を記載した書面を岩手県知事（県都市計画課）へ提出してください。

■問い合わせ 市都市整備推進室 区画整理係 ☎27-8437

## 都市計画臨港地区の変更案の縦覧を行います

市は、釜石港の背後に避難路（グリーンベルト）を整備しています。県は、釜石港港湾計画と整合を図るため、この避難路を臨港地区に含める都市計画変更をしようとするものです。この都市計画変更案の縦覧を次のとおり行います。

**期間** 6月18日(月)～7月2日(月)、9時～17時（土・日曜日を除く）  
**場所** 県都市計画課（盛岡市）、県沿岸広域振興局土木部、市都市計画課

**【意見の提出】**  
 市民および利害関係人は、都市計画変更案の縦覧期間中、県に対して意見書を提出することができます。  
 意見書を提出する場合は、7月2日(月)までに、意見の要旨、住所、氏名を記載した書面を岩手県知事（県都市計画課）へ提出してください。

■問い合わせ 市都市整備推進室 都市拠点復興係 ☎27-8437